様式第２

**受付番号：**

番　　　　号

平成　　年　　月　　日

補助事業者

代表者　　　　　殿

全国中小企業団体中央会

会　長　　大　村　功　作 ㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　鳥取県中小企業団体中央会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会　長　　谷　口　譲　二　　㊞

平成２７年度補正ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金に係る

補助金交付決定通知書

　　平成　　年　　月　　日付け文書をもって申請のありました上記補助金については、ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金交付規程第６条第２項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

　１. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、平成　年　月　日付け「平成２７年度補正ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金に係る補助金交付申請書（以下｢交付申請書｣という。）」記載のとおりとする。

　２．補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付決定額は、次のとおりとする。

　　　補助事業に要する経費 円（税込み）

　　　補助事業に要する経費 円（税抜き）

　　　補助対象経費 　　　　円（税抜き）

　　　補助金交付決定額 　　　　円（税抜き）

　３．補助対象経費の配分及び配分された経費に対応する補助金の額の区分は、補助金交付申請書記載のとおりとする。

　４．補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）（以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）及びものづくり・商業・サービス新展開支援補助金交付規程（平成２８年２月５日２７全中発第０２０５９号。以下「交付規程」という。）で定めるところに従うこと。

　　　なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、補助事業実施期間中及び補助事業終了後において次の措置が講じられる場合があるので留意すること。

　（１）適正化法第１７条第１項若しくは第２項の規定による交付決定の取消し、第１８条第１項の規定による補助金等の返還又は第１９条第１項の規定による加算金の納付

　（２）適正化法第２９条から第３２条までの規定による罰則

　（３）相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと

　（４）経済産業省及び全国中央会、鳥取県地域事務局が所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること

　（５）補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

　５．次に掲げる場合には、計画変更承認申請を必要とするので留意すること。

　（１）補助事業の内容を変更しようとするとき（補助金交付規程第９条に定める軽微な変更を除く）。

　（２）経費区分間で、補助金交付申請額の２０パーセントを超えて流用しようとするとき。

　６．上記のほか、本事業の実施に当たっては、全国中央会及び鳥取県地域事務局の指示に従うこと。